

『ごみ』から考える京都の未来、地球の未来。

おねがい。 いっしょに 考えて！



京都市循環型社会推進基本計画[2021-2030](案)への
ご意見を募集しています
QRコードで今すぐ意見できます!

本冊子は概要版です。計画(案)の詳細はホームページをご覧ください。

募集期間:令和2年12月10日(木)~令和3年1月15日(金)必着



1. 計画策定に当たって

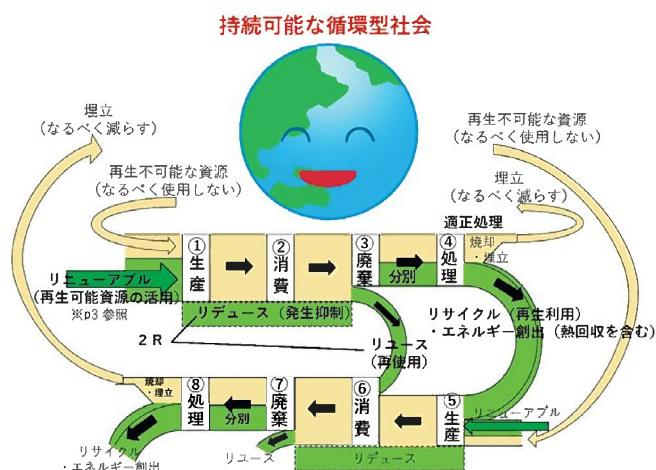
計画の策定趣旨

京都市では、平成27年3月に、ピーク時からのごみ半減を目指す「新・京都市ごみ半減プラン - 京都市循環型社会推進基本計画(2015-2020)」を策定し、着実に計画の推進を図っていますが、本年度をもって計画期間が終了することから、次期計画を策定します。

策定に当たっては、「循環型社会」の構築に向けた国内外の情勢や本市の社会経済が大きく変化していることから（2 背景 参照），次期計画では、これらの変化に対応した、持続可能な「循環型社会」の実現に向けた新たな施策を推進していきます。

循環型社会とは

モノの生産・消費・使用の各段階において、ごみをなるべく出さず（2R：リデュース（発生抑制）及びリユース（再使用））、廃棄したごみはできるだけ資源としてリサイクル（再生利用）し、使えないごみは焼却して発電（熱回収）したうえで、正しく処分（適正処分）することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会のこと。



計画の位置付け

循環型社会の形成のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための「循環型社会推進基本計画」であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている「一般廃棄物処理基本計画」※¹、食品ロスの削減の推進に関する法律に規定される「食品ロス削減推進計画」※²として策定します。

※1 一般廃棄物（ごみ）の処理に関する基本的な事項を定める計画

※2 食品ロス（本来食べられるのに捨てられてしまう食べ物）の削減の推進に関する計画

基 本 理 念

「モノの生産に必要な最小限の資源が循環利用されるくらしや事業活動の下、地球環境への負荷が持続可能なレベルに抑えられ、自然災害や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる“持続可能な循環型社会”」の実現を目指します。

計 画 期 間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。
なお、令和7(2025)年度に中間見直しを行います。



2. 背景

国内外の主な動き

- 将来世代も含めた全ての人が健康新生活を豊かに暮らせる「持続可能な社会」の実現に向けた動きが加速していることに伴い、循環型社会の構築に向けた情勢も大きく変化しています。
- 例えば、食品ロス（本来食べられるのに捨てられてしまう食べ物）は、生産や廃棄時にエネルギーが投入され、多くの温室効果ガスが排出されており、また、食べ物を十分に得られず、飢えに苦しむ人々が世界に約8億人もいる中、世界的な対策が求められています。
- プラスチックごみもまた、海洋への流出による海洋汚染や焼却による温室効果ガスの発生（地球温暖化）などが世界的な問題となっています。
※ 地球温暖化による地球環境への影響を軽減するためには、2050年までに脱炭素社会（二酸化炭素排出量正味ゼロ）を実現する必要があります。また、プラスチックによる海洋汚染がこのまま続けば、2050年には海中のプラスチックの量が魚の量を上回るといわれています。

平成27(2015)年：持続可能な社会の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の合意

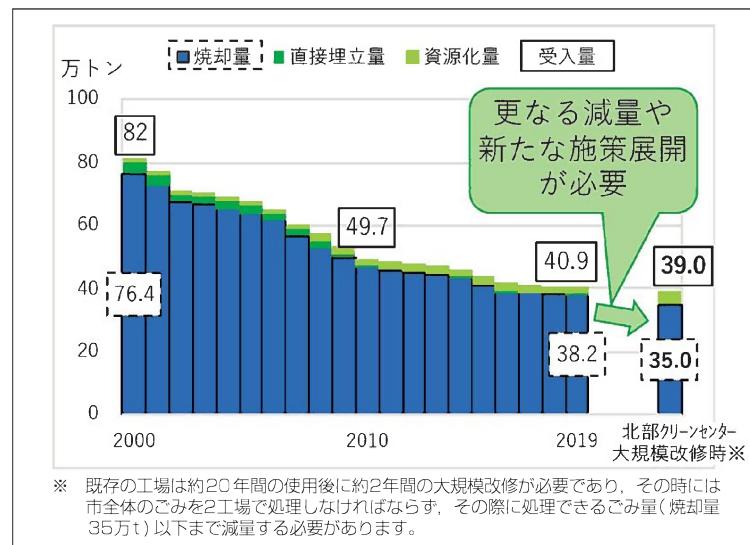
脱炭素社会の実現を目指す「パリ協定」の合意

令和元(2019)年：「食品ロスの削減の推進に関する法律」の制定

令和2(2020)年：レジ袋（プラスチック製買物袋）の有料化義務化

ごみ処理の現状及び課題

- 本市のごみ量は平成12(2000)年度にピークを迎えた後、家庭ごみの有料指定袋制や事業ごみの手数料改定、2R及び分別・リサイクルの促進の2つを柱とする「ごみ半減をめざす『しまつのこころ条例』」の施行など、市民・事業者等の皆様の御協力・御尽力により、ピーク時（82万トン）からのごみ半減（約41万トン）を達成できました。ピーク時に5工場あったクリーンセンター（清掃工場）を3工場まで縮小し、ごみ処理費用を年間144億円も削減することができています。
- しかしながら、近年、ごみの減量スピードは鈍化しており、依然として、多くの食品ロスやリサイクル可能なプラスチック・難がみなどが焼却されています。
- 持続可能な循環型社会を構築するため、また、引き続き3工場体制を維持し、本市唯一の最終処分場ができるだけ長く活用していくためには、更なるごみの減量が必要不可欠です。
- 一方、令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一定期間、観光客の大規模な減少やそれに伴うごみ量の減少が見込まれますが、観光消費の回復に備え、観光（おもてなし）とごみ対策の調和が重要です。また、ウィズコロナ社会を見据え、感染防止対策と社会経済活動の両立を図る「新しい生活様式」への対応も必要です。
- さらに、近年、全国で大規模な自然災害が頻発しており、京都市においても、地震や豪雨等による大量の災害廃棄物の発生が危惧されます。加えて、今後、少子高齢社会の進展と人口減少が予想され、これらの社会的変化に対応したごみ処理体制の整備が必要不可欠です。



3. 重点施策等

3つの基本的な方向性及び12の重点施策

持続可能な循環型社会の実現に向け、これまで進めてきた2R及び分別・リサイクルに「リニューアブル（Renewable：再生可能資源の活用）*」という考え方を新たに加えています。次の3つの基本的な方向性のもと、12の重点施策とそれら重点施策を具体化した各種取組を強力に推進します。

* リニューアブル（Renewable：再生可能資源の活用）

石油等の化石資源と比べて短時間で再生できる資源（再生可能資源：植物などの天然資源）を原材料として利用することで、資源の枯渇や温室効果ガスの発生を抑制するという考え方

（1）くらしと事業活動における2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジ ～そもそもごみになるものを減らし、植物由来等の再生可能な資源を使う～

モノの生産から流通、使用、廃棄に至るまでの市民・事業者・行政等の各主体による2R及びリニューアブルの取組について、京都が培ってきた文化を大切にしながら、市民の価値観やライフスタイルの転換、生活・事業活動の質の向上とともに推進することにより、ごみの出ない暮らしや事業活動への転換を図ります。

重点施策① 市民・事業者・行政の協働による2Rの促進

2Rの取組について、地域学習会や環境学習施設、事業者報告制度等を通じて、市民や事業者の皆様への浸透を図るとともに、更なる2Rと分別・リサイクルの取組を促すため、「しまつのこころ条例」の改正を検討します。

- ①-1 「しまつのこころ」の精神に根差した2Rの実践の取組拡大
- ①-2 IoT等を活用した次世代環境配慮型のくらしや事業活動の推奨
- ①-3 引っ越しや家財整理時等における積極的な民間活用を含めたリユースの促進
- ①-4 若者など次世代の担い手の育成
- ①-5 京都市役所による率先的な2Rの推進

重点施策② 全国をリードする「食品ロス削減のまち」の実現

販売期限の延長（賞味・消費期限より前に販売をやめて廃棄される食品を減らす取組）やAI・IoTの活用も含めた食品ロス削減の優良事例について、事業者と積極的に情報共有し、導入を支援するとともに、こうした取組への市民（消費者）理解を深める啓発活動も事業者と連携して実施していきます。

- ②-1 市民や事業者による知恵・工夫を含めた減量の取組の効果検証と普及拡大
- ②-2 食品・観光関連事業者の取組支援
- ②-3 商慣習の見直し「販売期限の延長」の社会実験の成果を踏まえた取組拡大
- ②-4 AIやIoT等を活用した取組の導入支援
- ②-5 フードバンク等活動の支援

重点施策③ 徹底した使い捨てプラスチックの削減

レジ袋（有料化義務化対象外のものを含む。）やペットボトルをはじめとした使い捨てプラスチックの削減に向け、事業者と連携した取組を実施するとともに、マイボトル利用促進に向け、まちなかや地域イベントへの給水機の設置を進めます。



- ③-1 レジ袋(プラスチック製買物袋)の更なる削減
- ③-2 新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式下での使い捨てプラスチックの削減
- ③-3 使い捨てプラスチック削減に取り組む事業者の推奨
- ③-4 マイボトル利用促進に向けた給水スポットの整備・情報発信
- ③-5マイクロプラスチックを含む河川ごみ等の実態把握

重点施策④ 観光(おもてなし)とごみ対策の調和

地域や事業者と連携し、「もったいない」、「しまつのこころ」といった京都が培ってきた文化やマナーについて、観光客に啓発し、食べ残しの削減や正しい分別、ポイ捨ての防止などを推進します。

- ④-1 地域や観光関連事業者と連携した観光客への「しまつのこころ」やマナーの浸透
- ④-2 条例に基づく観光関連事業者の取組の実践
- ④-3 観光関連事業者への取組支援

重点施策⑤ 再生可能資源等の利活用の促進による化石資源からの脱却

リニューアブルの取組について、市民や事業者の皆様への浸透を図るとともに、植物由来のバイオプラスチックや紙素材などの再生可能資源を原料とした素材への転換を図るため、事業者の導入費用の助成を通じた取組支援などを行います。

- ⑤-1 再生可能資源に係る市民理解の促進に向けた事業者と連携した周知啓発
- ⑤-2 植物由来のバイオプラスチックや紙素材など再生可能資源を原料とした素材の普及支援
- ⑤-3 再生資源(リサイクルされた資源)の活用促進

(2) 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進

～もっと分別・リサイクルに取り組み、繰り返し資源として再生し、効率的にエネルギーを生み出す～

地域コミュニティや事業者との協働による分別・リサイクル及びバイオマス(食品や木質ごみなど)を中心としたエネルギー創出を、受け皿の充実やイノベーションの促進などの基盤整備とともに進めることで、より質の高い資源循環システムの構築を目指します。

重点施策⑥ 市民・事業者・行政の協働による分別・リサイクルの促進

分別回収方法の定期的な見直しや周知啓発を行うとともに、コミュニティ回収や事業者回収などの自主的な分別・リサイクルの取組を支援します。

- ⑥-1 条例等に基づく分別方法の指導や周知啓発の徹底
- ⑥-2 コミュニティ回収や事業者回収など自主的な分別・リサイクルの取組支援
- ⑥-3 市民にとって利便性の高い分別回収体制の構築

重点施策⑦ 食品廃棄物や木質ごみ等のバイオマスのリサイクルの促進

食品リサイクル施設の誘致やバイオガス発電施設の整備など、リサイクルの受け皿の充実に向けた検討を進めます。また、事業ごみについて、排出事業者責任の考え方に基づき、民間リサイクルを阻害せず、かつ事業者に過度な負担を強いない適切な搬入手数料のあり方を検討します。

- ⑦-1 リサイクル製品の供給先の確保と利活用支援
- ⑦-2 施設稼働状況やリサイクル製品の需給を踏まえたリサイクルのあり方の検討等
- ⑦-3 排出者責任の考え方に基づく、民間リサイクルを阻害しない業者収集ごみ及び持込ごみの搬入手数料の検討



重点施策 ⑧ 徹底したプラスチックの資源循環

容器包装以外のプラスチックの分別回収について、プラスチック製容器包装との一括回収など、市民にとって身近でわかりやすい回収方法のあり方を検討し、プラスチック資源の更なる資源循環を促進します。

- ⑧-1 ペットボトルのより質の高い回収・リサイクル方策の検討
- ⑧-2 製造・販売事業者とも連携した製品プラスチックの回収
- ⑧-3 プラスチック製容器包装の分別の促進
- ⑧-4 事業者による店頭回収等の自主回収の推奨

重点施策 ⑨ イノベーションの促進

大学をはじめとする研究機関と連携し、バイオプラスチック等の再生可能資源を原料とした素材開発といった事業者のイノベーションを支援します。

- ⑨-1 バイオガス化を核とした分散型地域循環のモデルの検討
- ⑨-2 大学等と連携した事業者のイノベーションの促進
- ⑨-3 AI, IoT, センシング等の資源循環に貢献する新技術の活用促進

(3) 自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靭な適正処理体制の構築 ～災害に強い、長寿のまちの安心・安全なごみ処理体制を構築する～

発災時に災害廃棄物を迅速に処理できるよう、廃棄物の収集から処理、最終処分に係る適正処理体制を平時から維持・更新しておくとともに、高齢者のごみ出し支援など、長寿社会の進展にも円滑に対応できる強靭な廃棄物処理体制を構築します。

重点施策 ⑩ 廃棄物処理体制の更なる強靭化に向けた適正処理の推進

ごみの収集や処理での火災事故の原因となるリチウムイオン電池内蔵製品等について、事業者と連携した新たな分別回収体制を構築するとともに、適切な分別排出を促します。

- ⑩-1 災害対応も視野に入れた直営・民間連携の収集体制のあり方の検討及び施設の継続的な維持・更新
- ⑩-2 大型家具や家電等の使用済み退廃品の排出促進
- ⑩-3 リチウムイオン電池など有害危険物の分別回収の新たな仕組みの構築と分別排出促進による収集・処理への負荷低減

重点施策 ⑪ 強靭な災害廃棄物処理体制の構築

大規模災害発生時の大量の災害廃棄物の処理に当たる人員や機材、用地等の確保に向けた調査や調整を進め、災害廃棄物を迅速に処理できる体制を整備します。

- ⑪-1 発災時の対応に係る平時からの周知啓発・訓練・災害支援等による災害への備え
- ⑪-2 発災時に対応できる人員や機材、仮置場や埋立処分地等の確保
- ⑪-3 埋立処分地の延命策の検討・実施

重点施策 ⑫ 高齢者に対するごみ出し支援等の促進

地域コミュニティや介護支援などの福祉施策等とも連携し、高齢者のごみ出しや分別を支援します。

- ⑫-1 地域コミュニティや福祉施策等と連携したごみ出し・分別の支援
- ⑫-2 リサイクル技術等の進展に合わせた紙おむつの処理方法の検討

ごみ処理施設の整備・運営

- 2R及び分別・リサイクルを徹底した上で、それでも残ったごみは、ごみ発電とバイオガス化を併用することなどにより、資源エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図りながら、安心・安全に適正処理をします。
- 東北部クリーンセンターの大規模改修工事を実施するとともに、北部クリーンセンターの大規模改修工事の実施に向けた取組も進めるなど、ごみ処理施設の整備を行っていきます。

4.2030年度までの目標

- 重点施策を中心とした各種施策の成果を確認するため、以下の数値目標を設定し、進捗を管理していきます。
- 目標の設定に当たっては、国の目標も参考とし、プラスチックごみや食品ロス・食品廃棄物を中心に、国と同等以上の目標を設定します。

ごみ量に関する目標

市のごみ受入量を現状から約10%削減、ごみ焼却量を現状から約14%削減することを目指します。この目標値は、北部クリーンセンター大規模改修時の処理能力35万トンを十分に下回るもので

目標指標	平成12(2000)年度	令和元(2019)年度	令和12(2030)年度目標
市受入量	82万トン	40.9万トン	37万トン
市民1人1日当たり	1,530グラム	762グラム	700グラム
ごみ焼却量	76万トン	38.2万トン	33万トン
市民1人1日当たり	1,420グラム	711グラム	625グラム

2Rに関する目標

2000年度と比べて、レジ袋使用量を約90%、ペットボトル排出量を約50%、食品ロス排出量を50%以上削減することを目指します。

目標指標	平成12(2000)年度	令和元(2019)年度	令和12(2030)年度目標
レジ袋使用量（家庭）	5,200トン	2,500トン	400トン
市民1人当たり	340枚	220枚	35枚
ペットボトル排出量（家庭）	3,600トン	3,400トン	1,600トン
市民1人当たり	90本	90本	45本
食品ロス排出量	9.6万トン	6.1万トン	4.6万トン
市民1人1日当たり	179グラム	114グラム	87グラム

<参考> 国の目標

*国との目標と本市の目標の定義は一部異なります。

- ・ワンウェイのプラスチック排出量を2030年までに25%削減（基準年は未設定）
- ・食品ロス排出量を2030年度までに2000年度比で半減



分別・リサイクル、適正処理に関する目標

プラスチックごみと食品廃棄物を中心に、国と同等以上の目標の達成を目指します。

目標指標	平成12(2000)年度	令和元(2019)年度	令和12(2030)年度目標
プラスチックごみ分別実施率(家庭)	—	47%(2018年度)	60%
食品廃棄物リサイクル率(事業)	—	19%	36%
再生利用率	—	30%(2018年度)	39%
市最終処分量	16.5万トン	5.1万トン	4.4万トン

<参考> 国の目標

※国の目標と本市の目標の定義は一部異なります。

- ・プラスチック製容器包装のリユース又はリサイクル率を2030年までに60%に向上
- ・一般廃棄物(ごみ)の循環利用率(リサイクル率)を2025年度までに28%に向上

脱炭素に関する目標

国の目標を上回るよう、2013年度比△30%を目指します。

目標指標	平成12(2000)年度	平成25(2013)年度	令和12(2030)年度目標
廃棄物処理に伴う 温室効果ガス排出量	28万トンCO ₂	16.1万トンCO ₂	11.3万トンCO ₂

<参考> 国の目標

※国の目標と本市の目標の定義は一部異なります。

- ・温室効果ガス排出量(廃棄物部門に限らない)を2030年度までに2013年度比で26%削減

※ このほか、使い捨てプラスチック排出量とバイオプラスチック製容器包装の排出割合について、モニタリングを行い、計画の中間見直し時に改めて数値目標設定の検討を行います。

5. 計画の推進

計画の推進に当たっては、これまで以上に市民・事業者・大学・地域活動団体・観光客等の皆様と対話・協働・共済するとともに、市役所庁内においても、関係部局の職員で構成される「食品ロス削減推進会議」をはじめ、消費生活や産業観光、防災、福祉など、全庁横断的に行政分野を超えた連携や政策融合を図ることで、オール京都の力を最大限発揮し、絶えず取組を強化・進化し続けていきます。

持続可能な開発目標(SDGs) ※関連する主な目標



「京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030)（案）」についての意見応募用紙

※ 本用紙以外での応募も可能です。HPからの応募は↓

■ 期間：令和2年12月10日(木)から令和3年1月15日(金)まで【必着】

■ 応募先 京都市環境政策局環境企画部 環境総務課

【メール】kankyosomu@city.kyoto.lg.jp 【FAX】075-222-3426

【郵送】〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館5階

【HP】<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/kankyo/0000277226.html>

※本冊子は概要版です。計画の詳細は上記のHPをご覧ください。



<パブコメくん>

●計画の内容に関する問合せ先：京都市環境政策局循環型社会推進部 ごみ減量推進課

【電話】075-213-4930 【メール】gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

ご意見

※ 差し支えなければご記入ください

① お住まい ア. 京都市 イ. 京都府 (市・町・村) ウ. その他自治体

② 年齢 ア.20歳未満 イ.20歳代 ウ.30歳代 エ.40歳代 オ.50歳代 カ.60歳代 キ.70歳代以上



この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」として
リサイクルできます。
コミュニティ回収や古紙回収等にお出しください。

